

第7回 JAL 向津具ダブルマラソン出店留意事項 【6月10日（土）】

出店に当たっては、JAL 向津具ダブルマラソン大会の開催趣旨を理解し、公序良俗に反しないよう、食品、地域特産品及びスポーツ用品等の販売等を積極的に行ってください。

1. 開店準備について

- (1) 会場に到着後、出店許可証を提示のうえ受付をしてください。受付が完了した後、開店の準備を開始してください。
- (2) 物品の搬入作業等の開店準備は、出店許可証に記載の搬入時間内とします。時間内に搬入を完了し、販売可能時間内に販売等を開始してください。
- (3) テント外への備品等設置は許可者を除き禁止します。

2. 出店の運営について

- (1) プロパンガス等、火気を使用する出店者は、防火責任者を定めブースに常駐及び消火器の設置等、火気の取扱いに十分注意してください。
- (2) コンロ等を使用する場合、テーブルへの直置きは避け、耐火ボード等を使用してください。また、ブース内への消火器設置等、火気の取扱いに十分注意してください。
- (3) 出店により生じる、熱気・埃・臭気等については十分に予防策を講じてください。
- (4) 出店ブースに行列が発生した場合、出店者において待機列の整列を行ってください。
- (5) 商品の開梱、梱包及び調理等は、必ず割当てられたブース内で行ってください。
- (6) 退場時刻までに、全ての片付けを終了し場内から退場してください。（片付け終了後、実行委員会担当者に確認を受けてください。）
- (7) 閉店時刻は、天候、競技の状況等により変更となる場合があります。

3. ゴミの処理等について

- (1) 食品販売を行う出店者は、ゴミ箱等の設置を行うとともに、販売する際には容器や食べ残しを各店舗へ戻すよう表示を行ってください。
【表示例】 食器類や食べ残しは、当店に返却してください。 など
- (2) 出店に伴い発生したゴミは、全て出店者で責任をもって持ち帰ってください。特に汁物を販売する場合は、残り汁が処理できるものをご用意ください。

4. 車両の乗り入れについて

- (1) 搬入時間以外は、車両の乗り入れはできません。
- (2) 車両進入禁止区域には、台車等で搬入・搬出を行ってください。
- (3) 場内では人の往来等があります。参加者等の安全を最優先し、徐行を行う等、特に注意してください。

(4) 搬入後、車両は駐車場に速やかに移動してください。

※6月10日（土）については、駐車場の指定はないため、駐車許可証の交付もありません。

5. 出店許可の取消しについて

以下のいずれかに該当したときは、許可を取消し、出店を中止していただく場合があります。この場合、出店料の返還は行いません。

(1) 出店申請書の様式 1 添付書類 (1)「販売品目及び価格等一覧」に記載がない商品の販売等をした場合

(2) 出店申請時の様式 1 添付書類 (2)「出店従業員名簿」に記載がない者が従事した場合、又は申請を受付けていない団体等と共同出店を行った場合

※出店許可後、従事者に変更が生じた場合は、実行委員会に必ず報告をしてください。

(3) 新型コロナウイルス感染症防止の為にガイドラインに基づき、大会への参加が不適合と認められた場合

(4) その他、実行委員会が大会の運営に支障をきたす恐れがあると判断した場合

6. その他

(1) 出店確定後の自己都合によるキャンセルや悪天候、地震、事故、事件、感染症の拡大、疾病等による大会中止・縮小があった場合、出店料の返還は行いません。

(2) 現金その他持込品等の管理は、出店者で行ってください。紛失、盗難、破損及び天災や不可抗力によって生じた商品への損害等について、実行委員会は一切の責任を負いません。

(3) 出店者間でのトラブルには、実行委員会は一切関与しません。当事者間で解決をしてください。

(4) 実行委員会が準備するテント、机、イス等の備品を除く準備物、管理運営及び撤去等に要する一切の経費は出店者が負担するものとします。

(5) 食品の販売等を行う場合で、予め保健所への申請が必要な場合は、出店者自身で申請を行ってください。また、出店する1週間前までに許可証の写しを実行委員会に提出してください。

(6) 火気を使用する場合、消防署の指導に基づき、出店者において消火器等の安全設備を備えてください。

(7) 大会当日は、実行委員会担当者による現地確認（巡視）を随時行います。その際の対応についてご協力をお願いいたします。

(8) 実行委員会が定める、新型コロナウイルス感染症予防対策を事前に確認し、当該対策にご協力ください。

※新型コロナウイルス感染症予防対策については、別途ご案内いたします。